

## 秋田県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
秋田都市計画道路（3・5・36号外旭川新川線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 秋田市寺内字三千刈の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成27年2月6日